

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年1月21日)

【件名】

- 1 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例の骨子案について
(福祉保健課) ···· 1
- 2 「2020 東京大会・日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル
-グランドオープニング-」の開催について
(障がい福祉課) ···· 3
- 3 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定について
(医療・保険課) ···· 4
- 4 個人情報を含む書類の誤送付について
(総合療育センター) ···· 6

福 祉 保 健 部



鳥取県無料低額宿泊所に関する条例の骨子案について

令和2年1月21日
福祉保健課

生計困難者を無料低額宿泊所として劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない料金を生活保護費から徴収する「貧困ビジネス」への規制強化として、社会福祉法の一部が改正（令和2年4月1日施行）され、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準について、厚生労働省の基準に基づき都道府県・政令都市・中核市が条例で定めることとされました。このことを受けて、鳥取県における当該条例の骨子案を作成し、パブリックコメントを実施しました。

※ 無料低額宿泊所：生計が困難な者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用する事業を行う施設
(令和2年1月現在、鳥取県内において実施している施設なし。)

※ 鳥取市域は、鳥取市において令和2年4月1日施行に向けて条例制定予定

1 県条例（骨子案）の概要

（1）基準の内容

原則として「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）」に定める基準（以下「省令基準」という。）に準拠し、省令基準が本県の事情にそぐわないものや省令基準に定めのないものについて、以下のとおり県独自規定とする。

① 省令基準が本県の事情にそぐわないもの

省令基準	条例（骨子案）	考え方
居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43 m ² 以上。 ただし、地域の事情によりこれにより難い場合は、4.95 m ² 以上。	居室の床面積（収納設備を除く。）は、原則として一人当たり7.43 m ² 以上。	・厚生労働省の解釈通知で「人数に応じて適切な面積を確保するものとして、原則として1人当たり7.43 m ² 以上」と示されていることから、1人当たりの面積で規定。 ・本県の住宅事情から「地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95 m ² 以上」という緩和措置は設けない。

② 他の社会福祉施設における県の独自基準のうち、省令基準に定めのないもの

項目	追加・規定内容	考え方
衛生管理	利用者の熱中症等を予防するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	熱中症予防対策を積極的に推進する観点から追加。
食事	食事提供の際に、県産品利用に努めなければならない。	県産品利用を促進する観点から追加。
自己点検及び第三者評価	提供サービスについて定期的に点検を行い、その結果を入所者に周知しなければならない。また、外部評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	サービスの質の改善につながるように、自己点検の実施の義務付け、また外部による評価の実施の努力規定を追加。

（2）施行日

令和2年4月1日（サテライト型住居施設に係る規定は令和4年4月1日）

※ サテライト型住居施設：本体施設（定員5名以上10名以下）と一体的に運営される定員4人以下の附属施設

2 パブリックコメントの実施状況

（1）意見募集期間 令和元年12月27日（金）～令和2年1月14日（火）

（2）意見募集の周知方法

県ホームページでの記載、チラシの配架（県民参画協働課、各総合事務所、市町村役場、県立図書館等）、新聞広告、福祉事務所等関係機関への通知

（3）応募のあった意見等の状況

意見 0件 質問（電話問合せ）1件（1人）

<質問の内容及びその対応>

質問の内容	対応
旅館業法上で必要な規制がなされている施設（ホテル、旅館、簡易宿所等）で、生活保護受給者などの生計困難者を宿泊させた場合は、この条例の規制対象になるか。	「旅館業法で規制がなされている施設は生計困難者以外の一般客も利用するものであり、生計困難者のために行う無料低額宿泊所の事業目的と異なるため、当該条例の規制対象にならない。」旨回答済

3 今後の予定

2月議会に議案提出

鳥取県無料低額宿泊所に関する条例(骨子案)の概要

○ 社会福祉法が一部改正され、都道府県等が無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、厚生労働省令(以下「省令」という。)を基に当該条例を定める。(令和2年4月1日施行。サテライト型住居施設に係る規定は令和4年4月1日施行。)

<無料低額宿泊所>

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(社会福祉法第2条第3項第8号)

1 鳥取県独自の規定

衛生管理	利用者の熱中症を予防するために必要な措置を講ずるよう努める。	熱中症予防策の推進
食事	食事提供の際に、その食材料には県内で生産・加工されたものの利用に努める。	地産地消を含む県産品利用の促進
自己点検及び 第三者評価	・提供するサービスの自己点検を定期的に行い、その結果を入所者に周知する。 ・外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努める。	サービスの質改善のための自己点検、 第三者評価の推進

2 省令に基づく規定(主なもの)

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 生計困難者に無料又は低額な料金で居室等を利用させるとともに、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを行う。 入居者の意思・人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努める。 入居者が独立して日常生活を営めるかを常に把握し、それが認められれば円滑な退居のための必要な援助に努める。 地域との結びつきを重視し、行政、福祉・保健・医療の関係機関との連携に努める。 						
無料低額宿泊所の事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当していること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 入居の対象を生計困難者に限定している場合 2 入居者の総数に占める生活保護受給者の数がおおむね50%以上であり、 <ol style="list-style-type: none"> ① 居室の利用に係る契約が賃貸借契約以外の契約である場合 又は ② 利用料(居室使用料や共益費以外の料金)を受領してサービスを提供している場合 ・居室使用料が無料又は生活保護の住宅扶助基準以下であること。 						
設置者要件	<ul style="list-style-type: none"> 設置者は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持ち、又は利益につながる活動を行ってはならない。 						
職員等の資格要件、配置	<ul style="list-style-type: none"> 施設長は、社会福祉主任用資格者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者のいずれか。 職員は社会福祉主任用資格を持つものとするよう努め、入居者数及び提供サービス内容に応じた適当事数を配置する。(うち1人は施設長) 施設長及び職員その他の運営に携わる者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。 						
規模	<ul style="list-style-type: none"> 5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。 						
施設及び設備	<table border="1" style="float: right; width: 200px;"> <tr> <td>一般原則</td> <td>配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生、防災に十分考慮されたものでなければならない。</td> </tr> <tr> <td>設備要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場を設け、必要に応じて共用室、相談室、食堂を設ける。 居室は個室(配偶者・親族との同居等の場合はこの限りではない。)とし、床面積(収納設備を除く)は原則として1人あたり7.43m²以上とする。 (地域の実情によっては4.95m²以上とする。) 設備は無料低額宿泊所の専用のものでなければならないが、入居者へのサービスに支障がない場合はこの限りではない。 </td> </tr> <tr> <td>防火・防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物・設備とし、消火器や自動火災報知設備の設置義務がない場合も防火設備の整備に努める。 非常災害に対する具体的計画を立てて職員に周知し、避難訓練等を年1回以上実施する。 </td> </tr> </table>	一般原則	配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生、防災に十分考慮されたものでなければならない。	設備要件	<ul style="list-style-type: none"> 居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場を設け、必要に応じて共用室、相談室、食堂を設ける。 居室は個室(配偶者・親族との同居等の場合はこの限りではない。)とし、床面積(収納設備を除く)は原則として1人あたり7.43m²以上とする。 (地域の実情によっては4.95m²以上とする。) 設備は無料低額宿泊所の専用のものでなければならないが、入居者へのサービスに支障がない場合はこの限りではない。 	防火・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物・設備とし、消火器や自動火災報知設備の設置義務がない場合も防火設備の整備に努める。 非常災害に対する具体的計画を立てて職員に周知し、避難訓練等を年1回以上実施する。
一般原則	配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生、防災に十分考慮されたものでなければならない。						
設備要件	<ul style="list-style-type: none"> 居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場を設け、必要に応じて共用室、相談室、食堂を設ける。 居室は個室(配偶者・親族との同居等の場合はこの限りではない。)とし、床面積(収納設備を除く)は原則として1人あたり7.43m²以上とする。 (地域の実情によっては4.95m²以上とする。) 設備は無料低額宿泊所の専用のものでなければならないが、入居者へのサービスに支障がない場合はこの限りではない。 						
防火・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物・設備とし、消火器や自動火災報知設備の設置義務がない場合も防火設備の整備に努める。 非常災害に対する具体的計画を立てて職員に周知し、避難訓練等を年1回以上実施する。 						
運営	<ul style="list-style-type: none"> サービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、県に届出を行うとともに、施設内の掲示や公開を行う。 入居申込者に対しては、運営規程・重要事項等の内容を文書を交付して説明し、利用契約を文書により締結する。 契約期間は1年以内(更新可)とし、契約満了前に利用者の意向を確認し、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。 入居者の心身の状況、生活状況の把握に努め、居住移行又は他施設への移行のための必要な援助に努める。 						
サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の健康保持に努め心身の状況や希望に応じたサービスを提供し、また入居者のプライバシーの確保に配慮する。 食費、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費、サービス提供に要する費用など入居者から利用料として受領できることができるが、要した費用に相当とする金額又は合理的に算定された額とする。 金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭管理に支障がある入居者本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、日常生活を営むために必要な金額に限り、個別の契約締結、管理規程や帳簿の整備、入居者への報告など、適正に実施する。 食事を提供する場合、量、栄養、入居者の心身の状況・嗜好(しこう)を配慮した食事を適切な時間に提供する。 入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。(やむを得ない事情があるときは、週3回以上) 居室への訪問等の方法による入居者の状況把握を1日に1回以上行うこと。 食器その他の設備、飲料水の衛生管理に努めるとともに、感染症、食中毒、害虫が発生・まん延しない措置を講じる。 						
勤務体制	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を整備する。また職員の研修機会を確保し待遇の向上に努める。 						
記録	<ul style="list-style-type: none"> 設備、職員、会計に関する記録、入居者に提供するサービスの状況に関する記録等をその完結の日から5年間整備する。 						
苦情・事故等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 職員又は職員であったものは、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。 苦情受付窓口を設け、都道府県から指導・助言を受けた場合は必要な改善を行い、運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力する。 事故が発生した場合、都道府県、家族への連絡等必要な措置を講じ、賠償すべき事故の場合は速やかに損害賠償を行う。 						
サテライト型住居施設	<ul style="list-style-type: none"> 利用期間が1年以下で入居定員が4人以下のサテライト型住居を設置することができるとしている。(令和4年4月1日施行(法施行日と同じ)) 						

「2020東京大会・日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバルグランドオープニング」の開催について

令和2年1月21日
障がい福祉課

文化庁が進める「日本博(※)」のプログラムの一つとして障がい者の文化芸術の魅力を国内外に発信することを目的に、2月7日～9日まで滋賀県において「2020東京大会・日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル」のグランドオープニングを開催します。その中で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟(以下「知事連盟」という。)による「アートフォーラム」等を開催します。

※日本博:2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟による「アートフォーラム」等を開催します。

1 「グランドオープニング」の概要

- (1)期日:令和2年2月7日(金)～2月9日(日)
- (2)場所:びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール等(滋賀県大津市におの浜4-7-7)
- (3)主なプログラム

- ①アール・ブリュット(※)ワールドフォーラム
(世界各国からアール・ブリュットの推進に取り組む実践者を招聘し、議論。知事連盟のアートフォーラムも、このフォーラムの一つとして実施)
- ②障害者の舞台芸術見本市(パフォーマンス)
- ③アール・ブリュット展
- ④ノベリアフリー映画等

※アール・ブリュット:「生(き)の芸術」という意味で、美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧き上がる衝動のまま表現した芸術。

2 「アートフォーラム(仮称)」の概要

- (1)日時:令和2年2月8日(土)11:00～14:50

(2)内容

- ①パネルディスカッション(11:00～12:00)

〈テーマ〉2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の文化芸術活動の更なる推進について

〈内容〉各県で2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の文化芸術活動の推進に取り組んできたことを踏まえ、オリンピック後の方向性を議論する。

〈出席者〉

(パネリスト)鳥取県知事、岩手県知事、滋賀県知事、愛知県副知事、岡山県副知事、徳島県副知事
ほか調整中

(オブザーバー)共生社会の実現を目指す障害者の芸術文化振興議員連盟(以下「議員連盟」という。)

衛藤晟一 一億総活躍担当大臣、高木美智代 衆議院議員、
山本ひろし 参議院議員ほか(予定)

- ②知事連盟と議員連盟合同での障がい者アート推進宣言(14:30～14:50)

〈内容〉2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の文化芸術活動の推進に努めてきたノウハウをレガシーとして引き継ぎ、
オリンピック後も障がい者の文化芸術活動の更なる推進に取り組むことを宣言する。

〈出席者〉上記パネルディスカッションと同じ

- 3 主催 文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク、障害者の文化芸術国際交流事業実行委員会(構成団体の一つとして鳥取県)

4 共催 知事連盟

- 5 その他 グランドオープニング後に、全国7ブロックでフェスティバルを巡回予定であり、その中国四国ブロック大会を鳥取県で開催することを検討中。

【知事連盟の概要】

- 1 目的 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた、文化プログラムとしての障がい者の芸術文化活動を振興
- 2 設立 平成28年3月30日(発起人:平井鳥取県知事)
- 3 取組 (1) 知事連盟の加盟都道府県が連携したイベント(舞台芸術祭やアール・ブリュット展をはじめとした作品展示の全国持ち回り開催)
(2) 各都道府県の障がい者芸術文化振興施策のブラッシュアップ
(3) 障がい者芸術文化振興に係る提案・要請活動
- 4 加盟都道府県 46都道府県(令和2年1月現在)

令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和2年1月21日
医療・保険課

- 平成30年度からの国保制度改革に伴い、都道府県も市町村と一緒にになって国保の財政運営を担う役割が付加されることとなり、県が保険給付に必要となる額を交付する代わりに、市町村は県に対して国保事業費納付金（以下「納付金」という。）を県に納付するという仕組みとされている。
- 令和元年12月末に、国から示された納付金等の算定に必要な確定係数に基づき、令和2年度の納付金等を算定したことから、その結果を報告する。

1 納付金等の算定結果

県全体の納付金額 約152.1億円（前年度比 約1.2億円の減）

（市町村別の納付金額）

市町村	被保険者数(人)	医療費指数	納付金額(円)	標準保険料率の算定に必要な保険料総額(円)
鳥取市	36,017	1.0049	4,806,607,175	4,181,710,974
米子市	27,982	1.0257	3,752,569,589	3,250,852,329
倉吉市	10,401	0.9907	1,372,481,253	1,167,663,083
境港市	6,348	1.2244	931,753,140	813,122,096
岩美町	2,761	1.0560	346,056,435	303,859,018
八頭町	3,634	1.0307	445,692,273	397,850,983
若桜町	674	1.1104	89,097,988	78,459,650
智頭町	1,568	0.9332	187,864,601	167,124,615
湯梨浜町	3,596	1.0259	456,416,961	405,764,105
三朝町	1,449	1.0568	183,108,767	151,291,822
北栄町	4,016	0.9523	546,567,431	507,862,521
琴浦町	3,940	1.0875	525,990,045	475,928,015
南部町	2,393	1.0670	298,197,034	266,422,425
伯耆町	2,679	1.0613	312,185,625	283,888,050
日吉津村	703	1.1467	90,307,493	89,797,822
大山町	4,204	1.0416	555,311,403	497,489,978
日南町	1,012	1.1402	162,785,442	139,808,930
日野町	698	0.9766	76,696,747	65,697,902
江府町	562	1.2676	70,639,431	56,516,218
合計 (または平均)	114,637	1.06314	15,210,328,833	13,301,110,536

（注）

・納付金額の算定方式は、資産割を除く3方式（所得割・均等割・平等割）で算定したもの。

2 令和2年度納付金の主な概要

(1) 納付金額について

納付金算定の基礎となる診療費総額について、医療費の水準が高い傾向にある70歳以上の団塊の世代の医療費の伸び等の増加要因がある一方、県に入ってくる前期高齢者交付金が前年度と比較し増加する見込みであることなどにより、県全体の納付金額が1.2億円程度減少する見込みとなり、前年度と比較し0.8%の減額となった。

令和元年度 納付金：約153.3億円

令和2年度 " : 約152.1億円 約1.2億円減(約0.8%減)

(2) 算定の条件について

○納付金算定のルールについては、市町村と協議しながら合意を得て進めている。

○特に、医療費指数反映係数 α の取扱いについては、遞減実施時期等すべての市町村の合意を得られていないため、令和2年度は今年度と同様に医療費指数を反映する($\alpha = 1$)ことで市町村の了承を得た。

○また、国保運営協議会でも医療費指数の取扱いなど、納付金算定のルールについて了承を得た。

(3) 激変緩和措置について

令和2年度の激変緩和措置財源見込み約4.1億円のうち、平成29年度に比べ一人当たり保険料が年1.8%を超えて増加する見込みとなる市町村に対し、約3億円の激変緩和を実施し、残り1.1億円は県全体の納付金基礎額から減算した。

3 今後の市町村における事務の流れ

1の納付金額を基に、市町村がそれぞれ算定方式や予定収納率、市町村に直接交付される公費、また、繰越金や市町村財政調整基金からの繰入等を総合的に勘案して、保険料率を決定、賦課・徴収することとなる。

個人情報を含む書類の誤送付について

令和2年1月21日
総合療育センター

総合療育センターにおいて、短期入所等の利用者に係る令和元年11月分の福祉サービス利用料及び医療費の請求書類を送付した際に、利用者1名の封筒の中に、本人のものとは別に他の利用者の請求書類一式が混入していた事案が判明しました。

このことを受け、直ちに利用者（保護者）に謝罪するとともに、今後同様のことが起きないよう再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理に努めます。

1 判明した日時 令和元年12月27日（金） 午後4時10分頃

2 判明した経過

12月23日（月）に、短期入所利用者に対して11月分のサービス利用料を請求する際、請求書や診療明細書をはじめ、複数の書類を送付するため職員2人で発送作業を行っていたが、利用者1名の書類の中に他の利用者の書類一式が混入していることに気付かないまま発送した。

その後、12月27日（金）の午後4時過ぎ、利用者（保護者）から電話があり、「センターから短期入所利用時の請求書類が郵送で届いたが、その中に他の利用者の納入通知書や診療明細書が混入している。」との申し出があり、書類を誤送付していたことが判明した。

3 原因

発送作業においてマニュアルどおりに書類の封緘を行わなかったことによる。

＜当日の具体的な作業手順＞

発送作業は2人の職員が従事し、1人目の職員が利用者ごとに各種サービスに係る請求書類を1枚ずつチェックし、2人目の職員が利用者の一連の書類であることを確認しながら封入していた。

マニュアルでは、封筒に入れたらすぐに封緘することになっていたが、請求書類は利用者毎に種類や枚数が異なることから封入する書類が滞留することが多く、2人目の職員がひとまず書類を封筒に入れて、封緘（テープ貼り）は後でまとめて行うこともあり、その際に他人の書類が紛れ込んだことが誤送付の原因と考えられる。

4 流出した個人情報

利用者1人の「氏名」「住所」「福祉サービス利用料」「福祉サービス・診療行為の内容」

5 対応状況

- (1) 利用者（保護者）から他の利用者の書類が入っていたとの電話を受け、12月27日（金）午後6時30分頃、利用者宅に出向き、他人の書類を同封してしまったことを謝罪した上で、誤送付した請求書類一式を受け取った。
- (2) 同日の午後7時30分頃、個人情報の被害があった利用者宅を訪問し、誤送付した経緯を説明した上で謝罪し、今後の再発防止に努めることを伝えた。

6 再発防止策

今回の事案を受けた再発防止策として、次のような対応を行う。

- (1) マニュアルどおりに発送作業が行われていなかっただため、今後はマニュアルどおり書類を封筒に入れたら、他人の書類が紛れ込まないよう直ちに封緘する。
- (2) 封入作業が終了した時点で、改めて封筒の宛名と書類送付者リストを突合するなど、書類の混入がないことを再度確認し今回のような事案が発生しないようにする。
- (3) 今回の事案を職員全員で情報共有することにより、個人情報の適切な管理について徹底する。